

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

交通誘導作業業務委託（長期継続契約） 仕様書

交通誘導作業業務委託（長期継続契約）に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	横須賀市上下水道局が行う漏水修理工事及び漏水調査作業等の円滑な実施並びに車両や歩行人の安全確保を目的とする。
2	履行期間	令和3年10月1日から令和6年9月30日
3	施行場所	給水区域全域（ただし、工事及び調査のない場合は別添「交通誘導作業業務委託（長期継続契約）特記事項」による。）
4	業務内容	漏水修理工事及び漏水調査作業等に伴う車両や歩行人の交通誘導。 工事及び調査のないときは、逸見総合管理センター内に午前8時30分から午後5時30分まで待機する。作業人員は1名（作業従事者として3名以上登録すること）。
5	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添「交通誘導作業業務委託（長期継続契約）特記事項」による。 ・ 受託者は、時間外交通誘導作業を同時に契約するものとする。 なお、時間外単価は以下の式により算出した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。 $1時間あたりの時間外単価 = \text{税抜落札金額（初年度）} \div 6月 \div 30日 \div 8時間 \times (\text{割増率 } 1.475)$
6	関係法規	(1) 道路交通法 (2) 警備業法等
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。（他の従事者に関することは別添「交通誘導作業業務委託（長期継続契約）特記事項」による。）
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	委託料は、各月月締めをもって受託者の請求により支払う。 なお、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は切り捨てとし、年度ごとの最終月に精算するものとする。
10	業務委託成績評定	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 対象 ・ 非対象 </div>
11	現場代理人の配置	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 必要 ・ 不要 </div>
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	上下水道局技術部水道管路課 樋口 雄大 電話046-822-2960

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額（税込）

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和3年度	円	令和3年10月1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和4年3月31日まで

2 初年度業務別内訳書（税抜）

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
警備業務	月	6		
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和4年度	円	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月31日まで
令和5年度	円	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月31日まで
令和6年度	円	令和6年 4月 1日から 令和6年 9月30日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

交通誘導作業業務委託（長期継続契約）特記事項

1 適用範囲

この特記事項は、横須賀市上下水道局（以下「当局」という。）が行う漏水修理工事及び漏水調査作業等における交通誘導作業（以下「作業」という。）に適用する。

2 履行範囲

- (1) 作業開始時間から逸見総合管理センター内に待機し、当局の漏水修理工事及び漏水調査作業等において作業にあたるものとする。
- (2) 工事終了後は直ちに逸見総合管理センターに帰庁するものとする。ただし、当局の了解があればこの限りではない。
- (3) 作業場所への移動は、受託者の責任で行うものとする。

3 作業時間

作業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、1時間の休憩時間を取るものとするが、工事等の進捗状況によっては、正午から午後1時までとは限らない。

4 作業人員

作業人員は、全日1名とする。

5 作業従事者

- (1) 受託者は、作業従事者を3名以上登録することとし、10-(1)の提出期限までに当局に提出すること。なお、作業従事者は、時間的制約のある不規則勤務のため、健康であること。また、作業が円滑に遂行できる者でなければならない。
- (2) 受託者は、作業従事者をできる限り変更することのないよう留意すること。ただし、途中で変更する場合は、契約当初に行った作業従事者の登録と同様の手続きを行うこと。
- (3) 受託者は、水道法及び水道法施行規則の規程に基づき、作業従事者の検便を4月と10月の年2回行わなければならない。検査項目は赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157の5項目とし、検査結果を10-(2)の提出期限までに当局に提出すること。
- (4) 受託者は、作業従事者の出勤表を10-(3)の提出期限までに当局に提出すること。なお、作業従事者の作業日数は、契約期間内で概ね均等になるよう留意すること。

6 作業仕様

- (1) 作業日報は作業日毎に作成し、速やかに当局に提出すること。
- (2) 作業中、作業従事者に事故があったとき、又は作業従事者が第三者に損害を与えたときは、当局の責に帰すべき事由により発生したものを除き、受託者がその責を負う。

7 作業従事者への処置

受託者は、作業従事者に対して作業を行うため必要な作業服等を貸与しなければならない。また、名札等により従事者名が確認できるようにすること。

8 作業従事者の責務

- (1) 作業従事者は、作業に当たっては安全を最優先し、事故等が発生しないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 受託者及び作業従事者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、勤務外であっても同様とする。
- (3) 作業従事者は、受託者から貸与された作業服等を常時着用して作業を行うこと。

9 不適合者の交替

当局は作業従事者について実情調査の結果、業務遂行上不適合者と認められるときは、その理由を明示し、受託者にその者の交替を求めることができる。

受託者はこの請求を受けたときは直ちに実情を調査して、速やかに交替させなければならない。

10 提出期限

- (1) 作業従事者の登録は、当初の契約時又は変更時より2週間以内に当局に提出すること。
- (2) 作業従事者の検便結果は、4月及び10月の15日までに当局に提出すること。なお、途中で変更した作業従事者の検便結果は、作業に従事する前に当局に提出すること。
- (3) 作業従事者の出勤表は、作業を行う前月の25日までに当局に提出すること。